

		墨田区子ども・子育て会議・墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会審議事項（予定）		（子ども・子育て支援事業計画部分）		（次世代育成支援行動計画部分）		＜参考＞国の動向		
25年 8月	第1回	ニーズ調査票の検討				24年度進捗状況報告		* 基本指針案、ニーズ調査票イメージ提示		
9月		ニーズ調査票の検討（企画会）						* 認可基準・運営基準・保育の必要性の認定基準・地域子ども・子育て支援事業、放課後児童健全育成事業の基準の検討、確認制度（利用定員）の検討		
10月	第2回	ニーズ調査票の確定	ニーズ調査（乳幼児） 発送：10月18日 締切：第一次11月1日 最終 11月18日			ニーズ調査（乳幼児・小学生・成人前） 発送：10月18日 締切：第一次11月1日 最終 11月18日		次世代育成支援対策推進法の延長等の検討について（10月3日第7回子ども・子育て会議）		
11月			（集計）			（集計）		* 量の見込の集計の手引き提示		
12月	第3回	・ニーズ調査速報 ・教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の状況	単純集計を都に報告			インタビュー調査（発達障害児、高校生）		* 放課後児童健全育成事業の基準等のとりまとめ		
26年 1月	第4回	・区域設定※1について ・見込み量※2について	区域設定、見込み量設定							
2月										
3月	第5回	・都へ報告する事業量の見込みについて ・ニーズ調査、インタビュー調査報告について	事業量の見込みを都に報告			ニーズ調査報告、インタビュー調査報告		* 認可基準・運営基準・保育の必要性の認定基準・地域子ども・子育て支援事業、放課後児童健全育成事業の基準の提示（政省令・告示制定） * 幼保連携型認定こども園保育要領とりまとめ（告示）		
4月			事業量確保方策等の検討					* 公定価格（給付の単価・利用者負担など）の骨格の提示		
5月		・事業の確保方策について				次世代育成支援行動計画の総括（H22～25年度）による課題整理				
6月			事業の確保方策を都に報告（予定）			新行動計画骨子案作成				
7月		・（仮称）墨田区子ども・子育て支援事業計画骨子案について								
8月										
9月			事業計画案（事業量見込み・確保方策等）中間とりまとめ				新行動計画素案作成			
10月		・事業計画全体について ・利用定員の設定について						* 本格施行に向けた法令等の確定作業		
11月		・（仮称）墨田区子ども・子育て支援事業計画素案について	都との協議を踏まえて計画案最終調整							
12月										
1月			（パブリックコメント）			（パブリックコメント）		* 公定価格（給付の単価・利用者負担など）の設定		
2月										
3月			事業計画確定→都へ提出			新計画確定				
※1		教育・保育提供区域の設定								
		・保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域【例として小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等】（教育・保育提供区域）を定め、区域設定の趣旨、区域の状況等を記載 ・区域は、実態に応じて「認定区分」ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することが可能								
※2		見込み量								
		認定区分ごと（第3号は年齢区分ごと）の教育・保育の量の見込み 地域子ども子育て支援事業の量の見込み（下記1～11）								
	1	利用者支援★							★は、ニーズ調査（利用希望把握調査）等により把握した利用希望を勘案するよう示されているもの	
	2	時間外保育事業★								
	3	放課後児童健全育成事業★								
	4	子育て短期支援事業★								
	5	乳児家庭全戸訪問事業								
	6	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業								
	7	地域子育て支援拠点事業★								
	8	一時預かり事業★								
	9	病児保育事業★								
	10	子育て援助活動支援事業★								
	11	妊婦に対して健康診査を実施する事業								
		認定区分（第19条に掲げる区分）／年齢区分：①満1歳未満、②満1歳及び満2歳の区分								
	ア	法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（3-5歳教育のみ） ：特定教育・保育施設及び幼稚園（特定教育・保育施設に該当するものを除く。）								
	イ	法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（3-5歳教育+保育） ：特定教育・保育施設								
	ウ1	法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（0-2歳保育）の内、0歳児 ：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所にあつては「労働者枠」を除く）								
	ウ2	法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（0-2歳保育）の内、1-2歳児 ：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所にあつては「労働者枠」を除く）								